平成３０年（フ）第２４８号
兵庫県三田市高次２丁目15番23―802号、従前の住所神戸市東灘区住吉宮町６丁目３番22―402号
債務者　酒井　眞弓
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２６８号
神戸市東灘区住吉台７番８―501号
債務者　橋本　瑞穂
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４０号
福岡県久留米市東町２番地４　朝日プラザ久留米ステーションスクエア704号
債務者　川上　公一
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第５９号
福岡県久留米市津福本町1709番地９　サンシャインステート302号
債務者　内田　美紀
1　決定年月日時　平成30年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第６２号
佐賀市鍋島町大字森田512番地９　ファミールナカムラ101号室、前住所佐賀市大財６丁目３番２号
債務者　成富　邦彦
1　決定年月日時　平成30年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第６３号
佐賀市鍋島３丁目７番２―212号　シャトレ鍋島Ⅱ
債務者　野田　直美
1　決定年月日時　平成30年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２８３号
さいたま市南区曲本２丁目15番７号　107
債務者　長嶋　　守
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１７１号
埼玉県越谷市花田２丁目19番地５
債務者　前田　卓哉
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第８６号
千葉県市原市西広４丁目10番地４
債務者　松尾美佐穂
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１３８号
千葉県市川市東菅野２丁目19番10号
債務者　宮内健太郎（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１５３号
千葉市稲毛区稲毛町４丁目372番地４　ふるさと稲毛２号棟213号
債務者　鈴木　正憲
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１６５号
千葉市花見川区犢橋町1613番地22
債務者　中込あけみ
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１８１号
千葉市美浜区高洲２丁目４番５棟504号
債務者　岡田　雅利
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１９３号
千葉県船橋市咲が丘４丁目23番15―504号
債務者　澤田　佑太
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２２１号
千葉県浦安市北栄２丁目15番４号　ＲＯＹＴＯＮたかみビルＮＯ．５
債務者　木内　紀子
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２２９号
千葉市若葉区貝塚２丁目10番13号　リノア都賀206号
債務者　中山　貴子（旧姓織戸）
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係